

令和3年8月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和3年8月10日(火) 午前9時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長(廣田隆延)
教育委員会委員(下古谷博司, 福嶋礼子, 山中秀志, 吉澤時子)
- 4 議場に出席した職員
教育委員会事務局参事(神原由明), 参事兼教育総務課長(伊川歩), 参事兼教育政策課長(小林佐織), 学校教育課長(磯部仁), 教育指導課長(西村佳代子), 教育指導課指導GL(三浦靖樹), 教育支援課長(藤本寧夫), 参事兼地域協働課長(竹下直哉), 文化振興課長(中川勝規), 書記(木葉健介), 書記(川村浩司)
- 5 議事
 - (1) 令和3年度鈴鹿市教育費第7号補正予算案について (教育総務課・教育政策課)
 - (2) 令和4年度使用中学校教科用図書採択について (教育指導課)
 - (3) 鈴鹿市立公民館長の任命について (地域協働課)
- 6 報告事項
 - (1) 令和3年度鈴鹿市立幼・小・中学校(園)の修了証書授与式・卒業証書授与式について (教育指導課)
 - (2) 令和4年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について (教育指導課)
 - (3) 市民学習活性化事業「すずか市民アカデミー「まなベル」」について (文化振興課)
 - (4) イスのサンケイホール鈴鹿(鈴鹿市民会館)へのインターネット環境及びライブ配受信システムの整備について (文化振興課)
 - (5) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について (教育総務課)
- 7 その他
 - (1) 令和3年9月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)
- 8 傍聴人 なし

(教育長) 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和3年8月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、吉澤委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第2001号「令和3年度鈴鹿市教育費第7号補正予算案について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 3 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

それでは、私からは「令和 3 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案」について、教育費全体の補正予算案について一括して説明申し上げ、その後、各課所管分について、教育総務課、教育政策課の順に説明申し上げます。

議案書の 2 ページを御覧ください。まず、「1 教育費補正額」でございますが、補正前の額は、65 億 2,722 万 5 千円でございます。今回の補正は、3,175 万 1 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は 65 億 5,897 万 6 千円となります。次に、補正額 3,175 万 1 千円の財源内訳でございますが、全て一般財源でございます。教育費全体の補正予算案についての説明は以上でございます。

それでは、教育総務課分の補正予算案について説明申し上げます。「項 保健体育費、目 保健体育総務費」の学校給食管理費 42 万 9 千円でございますが、これは現在進めております、学校給食費を鈴鹿市の一般会計予算に組み入れる給食費公会計制度の導入に向けた準備を行う費用で、給食費公会計制度周知チラシ及び口座振替依頼書等の印刷経費でございます。次に「3 債務負担行為」の学校給食公会計システム費 5,500 万円は、給食費公会計制度を導入するに当たって必要となる、給食費徴収に関するシステムの構築費用及び 5 年間の保守費用でございます。以上でございます。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課関係分について説明申し上げます。「項 小学校費、目 学校管理費」には「小学校施設管理費/維持修繕費」として 2,832 万 2 千円を計上しており、この経費の内訳は、神戸小学校校舎屋根防水改修工事費 2,640 万円及び小学校 12 校の危険樹木安全対策工事費 192 万 2 千円でございます。財源の内訳は全て一般財源でございます。次に、「項 中学校費、目 学校管理費」には「中学校施設管理費/維持修繕費」として 300 万円を計上しており、これは創徳中学校及び天栄中学校の危険樹木安全対策工事費でございます。財源の内訳は全て一般財源でございます。

工事内容でございますが、神戸小学校屋根防水改修工事は、屋根防水層の劣化が激しく、剥離・落下の危険性があり、雨漏りによる火災報知器の誤作動も発生したことから、緊急的に改修を行うものです。小学校と中学校における危険樹木安全対策工事につきましては、本年 4 月に宮城県内の小学校校庭に設置された防球ネットの木製支柱が折れ、児童が亡くなった事故を受け、小中学校にある木製支柱や樹木の緊急点検を行ったところ、樹幹や根株の損傷や腐り等により、倒木や、幹・枝が折れて落下する危険があることが確認されたため、緊急的に伐採による安全対策を行うものでございます。教育政策課関係分の説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(山中委員) 教えてほしいのですが、学校給食公会計システムというのは具体的にどういうものなのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 今回の学校給食公会計システムは、学校給食費の徴収に関するシステムでございまして、保護者から給食費を徴収するに当たり、一括管理をして、徴収の現状を把握し、給食に伴うアレルギー対策や欠食等の状況管理もしながら、適正に給食費を納めていただくためのシステムを導入するものでございます。

(山中委員) ということは、今まで各学校単位で集金をしていたものが、全市一括で、市が管理するという、そういう理解でよろしいですか。

(参事兼教育総務課長) 今回の公会計制度の導入は、やはり教職員の業務負担軽減という、大きく期待される効果がございすほか、保護者の利便性の向上、また公金にすることで公平性・透明性の確保、そういったあらゆる効果が期待されております。今現在、学校で様々な時間を割いて、徴収に係る業務を先生方にいただいていると思いますが、そういった徴収に関する業務は本庁へ集約しますので、大幅な業務負担の軽減に繋がると期待をしております。

(福嶋委員) これは給食費を集めるとのことですが、他にもいろいろと集めるものがありますよね。それは別途になるのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 教育総務課で現在所管している給食費をメインとして公会計化を目指しておりますが、当然給食費以外にも学校徴収金、いわゆる教材や修学旅行等の徴収業務があります。これらの公会計化はまだ全国的にも非常に割合が低く、いろいろな課題がございす。ですので、今の時点で公会計化に踏み出すことはできませんが、併せて徴収するということ自体は想定しており、例えば、一旦保護者から口座振替を通じて徴収した上で、学校徴収金はまた学校へ配当し、業務は引き続き学校現場でといった検討もしておりますが、これについては明確な結論には至っておりません。ですが、そういった業務をできるようなシステムの構築自体は今回備えようということでございす。

(福嶋委員) このシステムを作る経費と維持費が 5,500 万円とのことですが、このシステムは鈴鹿市に特化したシステムを作っているのでしょうか。それとも、三重県の学校で、ある程度スタンダードがあって、それにプラスして鈴鹿市に特化したものを構築するための費用ということなのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 現在、給食費の公会計システムというのは、全国のいろいろな会社さんが開発されて一般的に普及しつつありまして、基本的にはこのパッケージを

利用するのが各市町統一的な動きですので、そこに鈴鹿市独自の機能を加えるという、カスタマイズの要素は一部ありますが、基本的にはそういったものが全国的に普及し始めておりますので、それを競争入札で導入する、今そのような状況でございます。

(福嶋委員) 毎年、維持費や点検費のようなものがかかるということですが、これは令和9年度以降も、毎年どのくらいかかる予想なのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 今回の債務負担行為で5,500万円と、上限で設定しておりますが、その中には5年間の保守契約も含めて設定しております。ただ、今現在これは限度額上限でございますので、参加しようとしている業者の予定額、見積りの額でいいますと結構幅が広くて、金額の競争が出来ればもっと安く入札ができるのかなという予測をしております。5年後の段階では改めて、システムをそのまま導入できるのか、新たに購入するののかという問題がありますが、基本的に複雑な機能は備えておりませんので、あとは保守経費のみということで、非常に安価に据え置けるのではないかと考えております。

(福嶋委員) そうすると、この5,500万円のうち、5年間の維持費・点検費は幾らぐらいなのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) こちらも、今から入札される業者によってシステム構築費と保守経費の割合が様々なので何とも言えないのですが、極端な話、年間100万円程度というところもありますし、400万円から500万円の見積りをいただいている業者もおられます。あくまで構築費と保守経費を合算して入札をしますのですので、結果として保守経費のほうに割合を高く置く業者さんもいらっしゃいます。

(吉澤委員) 一般企業では、IT技術を使ってアナログからデジタル化した場合は県から補助金が受けられる制度があるのですが、今回このような素晴らしいシステム化を導入するに当たって、県や国から補助金等はないのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 残念ながら、今回の公会計システムについては、市町独自の導入の部門でございますので、国も公会計化を推奨しておりますけれども、現状ではそういった補助金制度までは制度化されておきませんので、市単独で導入しシステム構築費等も計上するという判断になります。

(下古谷委員) 先ほどの福嶋委員の質問に関係するのですが、給食費以外でほかに、先生方が直接現金を扱うような業務はありますか。一般には預かり金というのでしょうか、例えばクラブ活動でクラブに預けているような、現金を直接扱うものがあるなら、せっかくこういうことをするのであれば、極力現金は触らない方向に変えた方が良いと思いますので、そういうところまで踏み込んだシステムが出来たらと思うのですが。

(参事兼教育総務課長) 学校徴収金には、修学旅行、教材、部活動、おそらくPTA会費など様々な経費があると思いますが、今現在、各学校から状況把握をさせていただいた中では、学校によって徴収項目の細分化に差があるのかなと教育総務課で認識しております。基本それらは皆、項が幾つかに分かれてはおりますが、口座振替で引き落とされていると思いますので、個別でそういう徴収業務をされるものについては、今のところ給食費と、学校徴収金もうまくいけば極力現金を扱うことは少なくしたいと、そういう考えでおります。

(教育長) 参事、現金の扱いについてはどうですか。小学校や中学校では。

(教育委員会事務局参事) 現金については、先ほど教育総務課長が言いましたように、日頃のお金については銀行振込からの引き落としなので直接触ることはないのですが、小学校・中学校では年度末になりますと、余ったお金をきちんと精算し、ゼロに統一して次の年度を迎えますので、3月に精算した金額を準備し担任のほうから戻すということが、ごく一部現金を扱うという意味ではありますし、また、給食費等が引き落とされなかった場合に、直接保護者とのやり取りで、給食費や教材費等を一時的にお預かりするような業務はあるかと思えます。また中学校においては、部活動におけるお金に関して、顧問が扱う場面が少しながらあると思われます。

(下古谷委員) 最近いろいろ問題が世の中で騒がれていますので、出来るだけ現金を触るといのは、減ったほうがいいのかと思っています。それともう1点よろしいですか。先ほどからこの公会計システムは5年間とおっしゃっていますが、資料の期間では「令和3年度から令和9年度まで」とあり7年間になるのだが、システムが導入されるのが令和5年から9年までということで5年と、そういう理解でよろしいでしょうか。

(参事兼教育総務課長) まず債務負担行為の令和3年度というのは、今年度補正予算をお認めいただければ、契約の開始時期が、9月補正であれば10月以降に契約ができるということで、令和3年度がスタートとなります。実際の運用自体は令和4年の9月、2学期から公会計制度を目指しておりますので、本来であれば令和5年の4月、2年間をかけてと思っておりましたが、少しでも前倒しをしてという考えの中で、令和4年の9月、2学期からスタートと、そこから令和9年の8月末までということになりますので、そこでの5年間の保守という設定になっております。

(下古谷委員) もう1点よろしいでしょうか。神戸小学校で、雨漏りで火災報知器が鳴ったとのことですが、ほかの小学校は大丈夫なのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 雨漏りについては報告をいただき、その都度対応をしていくところではあるのですが、今回非常に朝早くに火災報知器が鳴り、警察と消防が出動したということがありましたので、それも踏まえて、緊急的に必要であろうということ

で今回の補正で計上させていただいております。ほかの雨漏りについては当初の予算の中で議論していくべきと考えておりますので、神戸小学校については、まず早めということで今回補正に上げさせていただいております。

(下古谷委員) ほかの小学校については、多分ここまでひどいことにはならないだろうということですね。

(参事兼教育政策課長) 神戸小学校については現地も見に行ったところ、かなり劣化が激しいことが確認できましたし、この火災報知器を移動させなければいけないような状況ということも確認できましたので、特に早めということで上げました。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。では、議案第 2001 号「令和 3 年度鈴鹿市教育費第 7 号補正予算案について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2001 号を原案のとおり承認いたします。それでは次に、議案第 2002 号「令和 4 年度使用 中学校教科用図書の採択について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、令和 4 年度使用中学校教科用図書を採択するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育指導課長) それでは、私からは議案第 2002 号、令和 4 年度使用中学校教科用図書(社会：歴史的分野)の採択につきまして、御説明申し上げます。

議案書 3 ページを御覧ください。自由社の歴史的分野の教科書が検定合格したことを受けまして、令和 4 年度から使用する中学校用教科書(社会：歴史的分野)の採択をいたしました。委員の皆様の机上には、三重県教育委員会が作成しました冊子の「令和 4 年度使用 中学校用 教科用図書選定に関する参考資料」(資料 1) 及び三重県北勢第 3 地区教科用図書採択協議会調査員が作成しました「令和 4 年度使用 中学校教科用図書選定に関する調査報告書」(資料 2) の 2 種類の資料を置かせていただきました。それらとともに、今机上に置かせていただきました該当教科の教科書を参考にしていただきまして、令和 4 年度使用の中学校教科用図書(社会：歴史的分野)を決定していただきますようお願いいたします。

令和 4 年度に使用する中学校教科用図書(社会：歴史的分野)の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、県教育委員会の指導・助言を受けながら、鈴鹿市・亀山市の 2 市で三重県北勢第 3 地区教科用図書採

採択協議会を組織して進めてまいりました。各教科の調査につきましては、6月10日を始めとして、調査員会を3回開催し、調査をして参りました。そして、去る7月15日に第2回三重県北勢第3地区教科用図書採択協議会が開催され、採択地区内の各教育委員会に推薦する令和4年度使用 中学校教科用図書（社会：歴史的分野）が決まりましたので、提案させていただきます。

調査員会では、入念に教科書の調査を行うとともに、教科書法定展示会や、鈴鹿市、亀山市内の中学校13校（鈴鹿市10校、亀山市3校）を会場に行われた移動展示会におけるアンケート用紙に記載されている意見も参考にして協議を重ねてもらいました。調査員会の協議をまとめたものが、「令和4年度使用 中学校教科用図書選定に関する調査報告書」になります。報告は、推薦する図書を含めた2社をAグループ、それ以外をBグループとする形式で作成されております。Bグループ内での順序は付けておりませんので、記載順は適宜でございます。およそ、良い点は白丸、気になる点は黒丸、それ以外は黒点で記載がされています。但し、調査員会の任意ですので、ほぼ全ての項目に白丸、黒丸を付けている教科もあれば、黒点が多い教科もあります。

それでは、推薦する教科用図書及びその図書の選定理由を中心に説明させていただきます。社会（歴史的分野）につきましては、「東京書籍」を推薦いたします。その主な理由といたしまして、22ページに掲載されているような小集団での協働的な活動のコーナー「みんなでチャレンジ」を設けての対話的な学習活動を促していること、単元の終末部分に「まとめの活動」を設け、思考ツールを使って学習内容を整理したりすることができるようになっており、思考力や判断力、表現力を高め定着させるよう工夫されていることが挙げられます。また、「もっと歴史」のページでは、学習内容を深く掘り下げ、調べ学習に活用することができるようになっています。例えば、274ページから275ページの「震災の記憶を語り継ぐ」では、過去の震災の言い伝え等を取り上げて、東日本大震災の記憶をどのように未来に伝えていくかということを考えられるようになっています。

さらに、巻頭に、日本の国宝・重要文化財が豊富な資料とともに取り上げられており、日本の伝統や文化へのアプローチが図られているほか、巻末には「歴史の中の植物」や「各地の主な史跡」が地図とともに掲載されており、生徒の興味関心を一層高めるように配慮されています。創意工夫の観点では、見開きごとに、時代スケールが表示され、特に世界史の分野で、当時日本ではどの時代に当たるかがわかりやすくなっています。

次に、自由社につきまして、調査し評価した内容を説明させていただきます。まず、評価できる点としましては、「歴史的事象に関する経緯や歴史上の人物などが詳細に記載されている」ことや、「調べ学習や時代の振り返りページでは、見本や解説が丁寧で、生徒が主体的に取り組む課題としてわかりやすい」などが挙げられます。一方、課題としましては、「内容が細かすぎて、中学生には難解な部分が多い」こと、創意工夫においては、「他の教科書ではICT活用が進んでいるのに比べて、その工夫がほぼ見られない」点が挙げられます。

以上のことから、歴史的分野の教科書については、「東京書籍」を推薦いたします。中学校社会（歴史的分野）の教科用図書の採択につきまして、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問, 御意見がございましたら, お伺いしたいと思います。

(福嶋委員) まず, こちらに書いてある, 決定不合格になって再申請が行われたというのは, この自由社のほうでよろしいですね。

(教育指導課長) はい。

(福嶋委員) 不合格になっていた理由はどのようなものでしたか。

(教育指導課長) 具体的には, 調べたところによると, 最初の元年度の検定に申請した分の, 規定の基準を超える 405 点の検定意見が付き, 一括不合格になったと聞いております。総勢 400 点以上があったということでした。

(福嶋委員) そうするとその不合格のところ, 再申請の時, 一応は見直しが出来ていて, 許可になったということなのですね。

(教育指導課長) はい, そのとおりです。再び次年度に検定を受けたというのが今まで一度もなく, この自由社が初めてだそうです。その採択が今年あったということです。

(教育長) 特に社会の, 歴史的なことは難しいのですよね。どのようなところが難しいのでしょうか。

(教育指導課長) 歴史的な認識の見方というのがそれぞれ多様にありまして, 感想や意見を見ていただきますと, 自由社の歴史的な捉え方・歴史観というものと, 東京書籍の捉え方は違うということがお分かりいただけるとと思います。採択協議会の中では, 太平洋戦争について「大東亜戦争」と書かれるのと「太平洋戦争」と書かれるのでは捉え方が違うということで, 中学生の子どもたちに教えていくに当たり, そこも考えながら採択されたと聞いております。

(福嶋委員) 現代史における歴史的評価の違いが, 大きな問題点なのですね。

(教育指導課長) 特に歴史的分野は非常に, 捉え方というものがありますので難しいと思います。

(下古谷委員) 聞き間違えたかもしれませんが, この, もう 1 つの自由社さんのほうは, デジタル化があまり図られていないとおっしゃったかと思うのですが, 具体的にどのくらい違いがあるのか教えてください。

(教育指導課長) 検定で通った自由社のほうですけども, こちらが推薦する東京書籍

のはQRコードがありまして、それをChromebookやスマホにかざすと、映像や別の資料が見られるようになっています。ですが自由社のほうは一切QRコードが付いておりません。なかなか資料を、この教科書だけでは難しい場合、資料集もあるのですが、すぐに子どもたちが見られる資料として、社会科もそうですがほかの教科書も、今採択されて使っているものはQRコードが付いているのですが、自由社のほうは一切付いていないということです。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、議案第2002号「令和4年度使用 中学校教科用図書採択について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2002号を原案のとおり承認いたします。それでは次に、議案第2003号「鈴鹿市立公民館長の任命について」をお諮りします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市立公民館長の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは、私からは議案第2003号「鈴鹿市立公民館長の任命について」説明申し上げます。議案書6ページを御覧ください。今回の任命について、御審議をお願いするのは、令和3年3月の教育委員会定例会で御審議いただいた市内10館の単独公民館の館長のうち、愛宕公民館の館長の交代によるものでございます。公民館長等の任命につきましては、例年あらかじめ地元の各機関、関係団体などの代表者で構成される公民館運営委員会等からの推薦をいただいております。任期につきましては、令和3年8月14日から翌年3月31日までとしております。私からの説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2003号「鈴鹿市立公民館長の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2003 号を原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 3 年度鈴鹿市立幼・小・中学校（園）の修了証書授与式・卒業証書授与式について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の 1 番目「令和 3 年度鈴鹿市立幼・小・中学校（園）の修了証書授与式・卒業証書授与式」につきまして、説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

公立幼稚園の修了証書授与式期日につきましては、令和 4 年 3 月 23 日（水）午前 10 時、会場は各幼稚園となっております。小学校の卒業証書授与式期日は、令和 4 年 3 月 18 日（金）午前 10 時、会場は各小学校となっております。中学校の卒業証書授与式期日は、令和 4 年 3 月 7 日（月）午前 10 時、会場は各中学校となっております。なお、開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合がございます。教育委員の皆様のご参列につきましては、日程が近づきましたら、お知らせをさせていただきます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見はございますか。

それでは、次の報告事項に移ります。「令和 4 年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは報告事項の 2 番目「令和 4 年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式」について説明申し上げます。2 ページを御覧ください。

幼稚園の入園式の期日は、令和 4 年 4 月 8 日（金）午前 10 時、会場は各幼稚園となっております。小学校の入学式の期日は、令和 4 年 4 月 7 日（木）午前 10 時 30 分、会場は各小学校となっております。中学校の入学式の期日は、令和 4 年 4 月 7 日（木）午後 1 時 30 分、会場は各中学校となっております。なお、開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合もございます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思えます。

(福嶋委員) 小中学校、どの学校でもそうですが、修学旅行と同じで、入学式・卒業式というのは、子どもさんにとって非常に記念になるし、折り目切れ目ができる大事な行事なので、コロナ禍がどうなるか分かりませんが、それでもなるべく御努力願ひまして、出来るようにお願いしたいと思えます。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、次の報告事項に移ります。報告事項 3 番目の「市民学習活性化事業 すずか市民アカデミー「まなベル」について」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の 3 番目「市民学習活性化事業 すずか市

民アカデミー「まなベル」について」につきまして、本年度の概要が決まりましたので報告いたします。資料の3ページから4ページを御覧ください。

平成25年度から始まりました、すずか市民アカデミー「まなベル」は、市内の高等教育機関と連携し、市民の「さらに詳しく知りたい」という専門的分野への学習ニーズに応えるとともに学ぶことの楽しさを実感していただき、生涯学習をさらに深めていくことが目的の事業でございます。例年は、鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部、鈴鹿工業高等専門学校、鈴鹿医療科学大学の4校で6講座を実施しておりますが、昨年度より、鈴鹿医療科学大学はコロナ感染症対策により講座を取りやめられておりますため、3校にて6講座を実施予定です。また今年度も、1講座あたりの定員を50人から35人へと縮小して実施いたします。

毎年テーマを決めて、各教育機関が持っている特徴を生かし、様々な分野において、専門性のある教育内容を分かりやすく、楽しい講座として提供させていただいており、本年度のテーマは、「アフターコロナの鈴鹿探求」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。対象は、高校生以上の方ならどなたでも受講でき、また、高校生は無料とさせていただいております。募集につきましては、広報すずか9月5日号や市のホームページに掲載するほか、チラシについては、公民館などの施設に配布する予定でございます。以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(吉澤委員) コロナウイルスの感染状況において延期または中止するとありますが、オンライン講座を開いていただくことはできないのでしょうか。

(文化振興課長) その点につきましても、各学校の講師の方とも検討をさせていただきましたが、現在コロナの流行・拡大もあります。やはり皆様の中には、特に講師の中もそうなのですが、やはり学校に来ていただいて、対面でお話をしたいという意向もございました。ですので今回につきましては、コロナの感染対策、人数制限、換気等の対策もとりながら、対面での授業の実施ということで皆様の了解を得ております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）へのインターネット環境及びライブ配受信システムの整備について」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の4番目「イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）へのインターネット環境及びライブ配受信システムの整備」につきまして報告いたします。資料5ページ、6ページを御覧ください。

この事業は、7月の臨時議会において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の1つとして承認をいただきました。整備内容につきましては、6ページ「5 ライブ配受信システムの概要」を御覧ください。今回、ライブ配受信システムを整備する事業内容としましては、映像、ネット配信機器を取り揃え、会場で貸し出

すことにより、市民会館のホール内のイベントを、固定式デジタルビデオカメラやハンディカメラで撮影・配信したり、別会場のイベントの様子をプロジェクターで舞台の大型スクリーンに映し出し、鑑賞することができるものです。利用例としましては、保育園・幼稚園の発表会を、ネットを通じてリアルタイムで配信する、小中学校の音楽会等を各学校へ配信する、2か所同時中継によるイベントの開催、WEB講習会や遠隔地からのセミナーの受講などが開催できます。資料5ページを御覧ください。

「1 趣旨」は先ほど説明したとおりです。「2 貸し出し可能な機器」は、市民会館ホール内にて、固定式デジタルビデオカメラ、4Kデジタルビデオカメラ、プロジェクター、ネット配信機器、インターネット設備の5つの機器を貸し出すことが可能になります。これにより、ネットでの配受信が利用できるようになります。

「実施時期」は10月1日を予定しております。市民への事前周知としまして、8月20日号広報すずかへの掲載のほか、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターに掲載する予定でございます。当該事業は教育費事業ではございませんが、小中学校・高校の演奏会や、幼稚園の発表会などで、是非御利用いただきたいということで、今回、報告事項として、事前に上げさせていただきました。以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思えます。

(福嶋委員) 今回ビデオカメラ、4Kデジタルビデオカメラがお借りできるということですが、事前に多少、簡単な講習とかはあるのでしょうか。

(文化振興課長) こちらにつきましては、市民会館のホールでの使用を想定しております。市民会館のホールは1,200人入る規模ですので、そちらでこういったものを配受信する方、主催者というのは、恐らく何かしらできるという前提で来られると思えますので、この辺りについての事前講習はございません。ですので、使用できる方をおそらく連れて来ていただけるのではないかと想定がございます。それでも難しいということであれば、舞台説明の方に少し教えていただく、あるいは、マニュアルも当日ご用意しております。以上でございます。

(下古谷委員) 素人の方たちが具体的に使おうとした時に、マニュアルを読む程度で扱える機器というように考えてよろしいでしょうか。

(文化振興課長) 恐らく、全くの素人では難しいかと思われれます。何かしら少し出来る方を連れて来ていただく、あるいは、少し逸れますが今回の目玉についてお話しすると、インターネット環境を取り揃えるだけなら、他の文化施設でもやってみえます。しかし、手ぶらで来られて、機器を全て取り揃えたというのが今回の特徴なのです。ですから、どうしてもちょっと使いにくいという、普段からやってみえる方は、自分の使っている機器を持ち込んでインターネットに接続して使用するということが可能でございます。話が戻りますが、全く使ったことがないという方には、マニュアルでは難しいと思えます。以上です。

(下古谷委員) ネット配信機器というものを使ったことがある方は少ないのではないかと思います。私自身も使ったことがないので、どの程度難しいのかなと疑問に思いました。

(福嶋委員) デジタルビデオカメラの4K画像是ブレがあってなかなか撮りにくいかなと思うのですが、スイッチャーも少し慣れないと、押すだけだと思うのですが、やはり事前に少し簡単な、数分でもいいので何かないと、始まった時にトラブルが起きて逆に会場の係の方に迷惑になるのかなと思うので、最初だけでも親切なところがあったほうがいいのかと思います。マニュアルをなるべく分かりやすくして、事前に配布して見られるようにするとか、お願いできたらと思います。

(文化振興課長) 運用に当たりまして、出来る限り、何かしらできないか検討してみます。ありがとうございます。

(福嶋委員) でもこれは結構画期的というか、うまく使えれば保護者の方も楽しいし、良いと思います。

(教育長) 専門の福嶋委員ですので、よく御存じだと思います。良い意見をいただきましてありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項5番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは資料7ページ、8ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する対応につきまして御報告申し上げます。

「1 市内の発生状況について」でございますが、8月9日現在、市内の発生数は8月で82例、延べ983例となっております。

次に「2 市立小中学校(児童生徒)の感染状況等」ですが、7月21日発表の旭が丘小学校から8月7日発表の天名小学校まで、9名の児童生徒の感染がございました。いずれも臨時休業等の実施はございません。

「3 夏季休業期間の部活動について」、7月19日に各中学校へ通知させていただいております。1点目「参加校数」について、練習試合における参加校数の制限はなしとする。2点目「留意点」として、①活動時間については、「鈴鹿市運動部活動指針」に基づき実施する。②運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないが、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用する。③県外への移動や宿泊を伴う活動については、7月2日付け鈴教指第946号に基づき実施する。④熱中症警戒アラートや暑さ指数(WBGT)に留意し、熱中症予防に努める、となっております。

「4 令和3年度中学校修学旅行の取り扱いについて」、8月6日付けで各中学校へ通知をさせていただいております。実施の可否の考え方について、①三重県又は訪問

先に「緊急事態宣言」が発出された場合は中止，②訪問先に「緊急事態宣言」が発出された場合は，訪問先での宿泊のみ可能，③鈴鹿市又は訪問先に「まん延防止等重点措置」が適用された場合は実施，④三重県又は訪問先に「県独自の警戒宣言」等が発出された場合は実施，としております。以上，報告させていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問，御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 8月で82例ということで，この1例目から9例目のうち，旭が丘小学校で4名とのことですが，これはやはり1例目に関連した子どもたちなののでしょうか。

(学校教育課長) 旭が丘小学校の事例に関して，個別のことはお伝えできないのですが，児童数が非常に多いので，全て別々の発生でございます。

(下古谷委員) 確かにコロナ感染も非常に大変ですが，8ページの2つ目にある，これからの熱中症についても大変なことになってくると思います。特に今年は結構暑い日が続くのかなという気がします。「暑さ指数(WBGT)に留意し」とありますが，これはその日の指数によってはクラブ活動を中止とか，そういうこともあり得るということでしょうか。

(教育指導課長) 委員のおっしゃられますように，学校のほうには校園長会で，また教育委員会からの通知でも，この指数の数字31，30，29でどのように対応するかという資料も送付してありますので，それに則り，各学校にある暑さ指数を計る機械とも照らし合わせながら，クラブや体育等の活動について判断していただいております。

(下古谷委員) ということは，あまり高いと，取りやめもあり得るということですね。

(教育指導課長) はい。

(福嶋委員) 修学旅行のことですが，こうして見せていただいていると，緊急事態宣言が訪問先に出るか県内に出るかということかなり変わってくるということなのですね。けれども，そうすると学校側はあらゆるパターンを想定して計画をしなければならないということなのですね。

(教育指導課長) そのとおりです。宣言等の感染情報を把握しながら進めていくのですが，8月5日の文部科学省の通知にもありましたが，やはり先ほどの卒業式や入学式と同じように，修学旅行は非常に大切な行事ですから，一律に中止するのではなく，感染症対策等を行いながら，出来る方向で進めていくということで，学校が判断できるような考え方をこのように示しました。中学校は一度，1学期に10校とも延期をしています。結果2校しか1学期に修学旅行を実施しておらず，残り8校，何とか9月・10月に実施の方向で進めたいということで，校長先生方とも相談して，この

ような考え方を示させていただきました。

(福嶋委員) なかなか大変だと思うのですが、お子さんたちが行けるように、なるべくお願いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「9月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 9月定例会でございますが、令和3年9月28日(火)午後2時から教育委員会室において開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 9月教育委員会定例会を令和3年9月28日(火)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして、令和3年8月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

8月教育委員会定例会終了 午前9時55分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 吉澤 時子